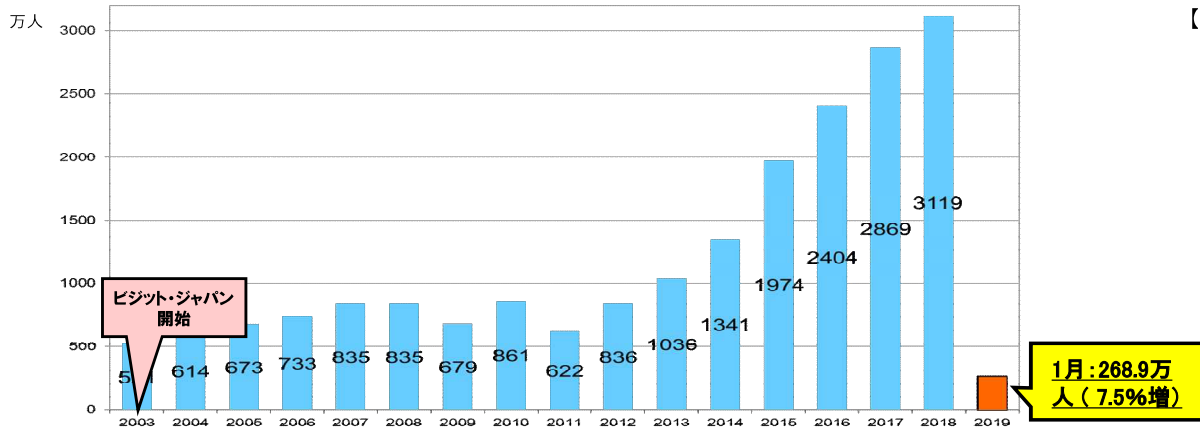


# 訪日外国人旅行者の受入に向けた取組状況

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(以下「観光ビジョン」という。)において、2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円、地方部での外国人延べ宿泊数7,000万人泊等の目標を設定し、観光施策を推進。2018年は、訪日外国人旅行者数は3,119万人、訪日外国人旅行消費額は約4.5兆円。地方部における外国人延べ宿泊数は3,266万人泊(2017年)。
- 訪日外国人旅行者の個人旅行(FIT)化が進展する中、こうした旅行形態の変化に対応しつつ、1人当たりの旅行消費額や地方部における宿泊人数の増加を進めていくことが喫緊の課題。
- そのためにも、到着空港・港湾から、乗り換え拠点を通じて地方の観光地に至るまで、公共交通機関により訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に移動できる環境の整備を強力に推進していくことが必要。

【訪日外国人旅行者数の推移】



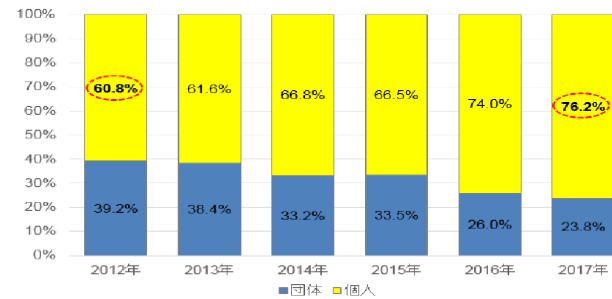
注) 2017年以前の値は確定値、2018年1月～11月の値は暫定値、2018年12月～2019年1月の値は推計値、%は対前年同月比  
出典: 日本政府観光局(JNTO)

【訪日外国人旅行消費額の推移】

| 年                | 訪日外国人旅行消費額 |
|------------------|------------|
| 2012年<br>(平成24年) | 1兆846億円    |
| 2013年<br>(平成25年) | 1兆4,167億円  |
| 2014年<br>(平成26年) | 2兆278億円    |
| 2015年<br>(平成27年) | 3兆4,771億円  |
| 2016年<br>(平成28年) | 3兆7,476億円  |
| 2017年<br>(平成29年) | 4兆4,162億円  |
| 2018年<br>(平成30年) | 4兆5,064億円  |

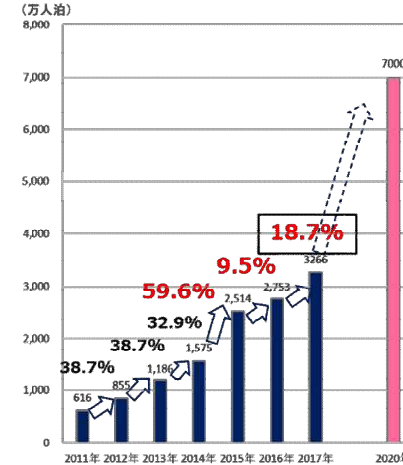
資料: 訪日外国人消費動向調査(観光庁)  
注1) 従来は空港を利用する旅客を中心に調査を行っていたが、短期滞在の傾向があるクルーズ客の急増を踏まえ、2018年からこうした旅客を対象とした調査も行い、調査結果に反映したところ。  
従来ベースの推計方法で2018年の旅行消費額を推計すると、4兆8千億円となる。  
注2) パーセンテージは、訪日外国人旅行消費額全体に対する割合。  
注3) 速報値につき、今後、数値が更新される可能性がある。

【団体旅行(パッケージツアー)から個人旅行(FIT)への移行】

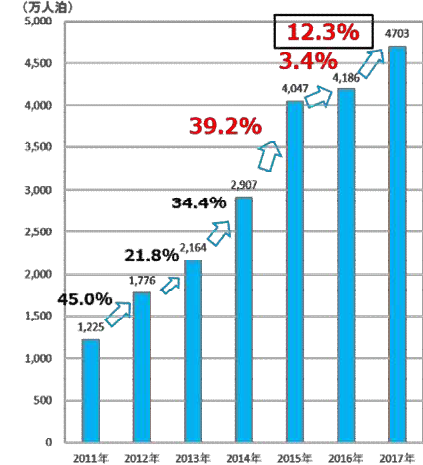


出典: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」【観光・レジャー目的】

地方部における外国人延べ宿泊数の伸び率の推移



三大都市圏における外国人延べ宿泊数の伸び率の推移



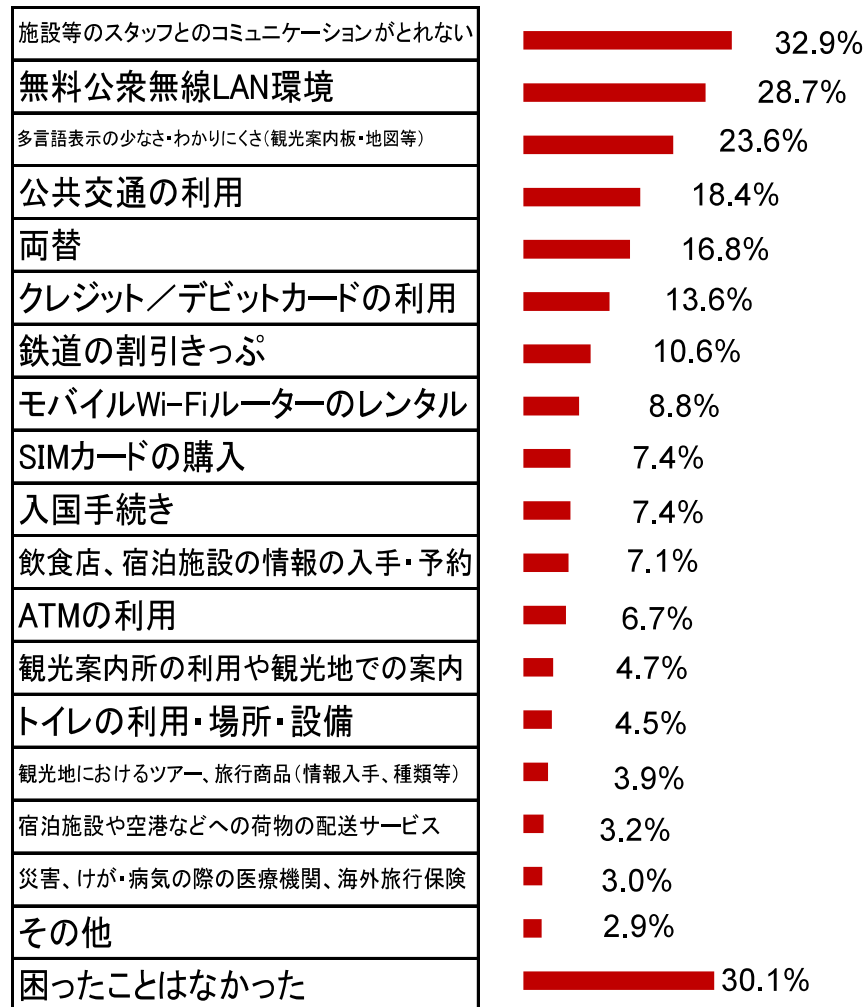
※ 三大都市圏とは「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県をいう。地方部は、三大都市圏以外の道県をいう。  
※ 伸び率は、宿泊した人の宿泊数の割合をいう。(1人1人の宿泊数が必ずしも1泊となる。)  
(出典)観光庁「宿泊旅行統計調査」

# 訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関するアンケート」調査結果

## 旅行中に困ったこと

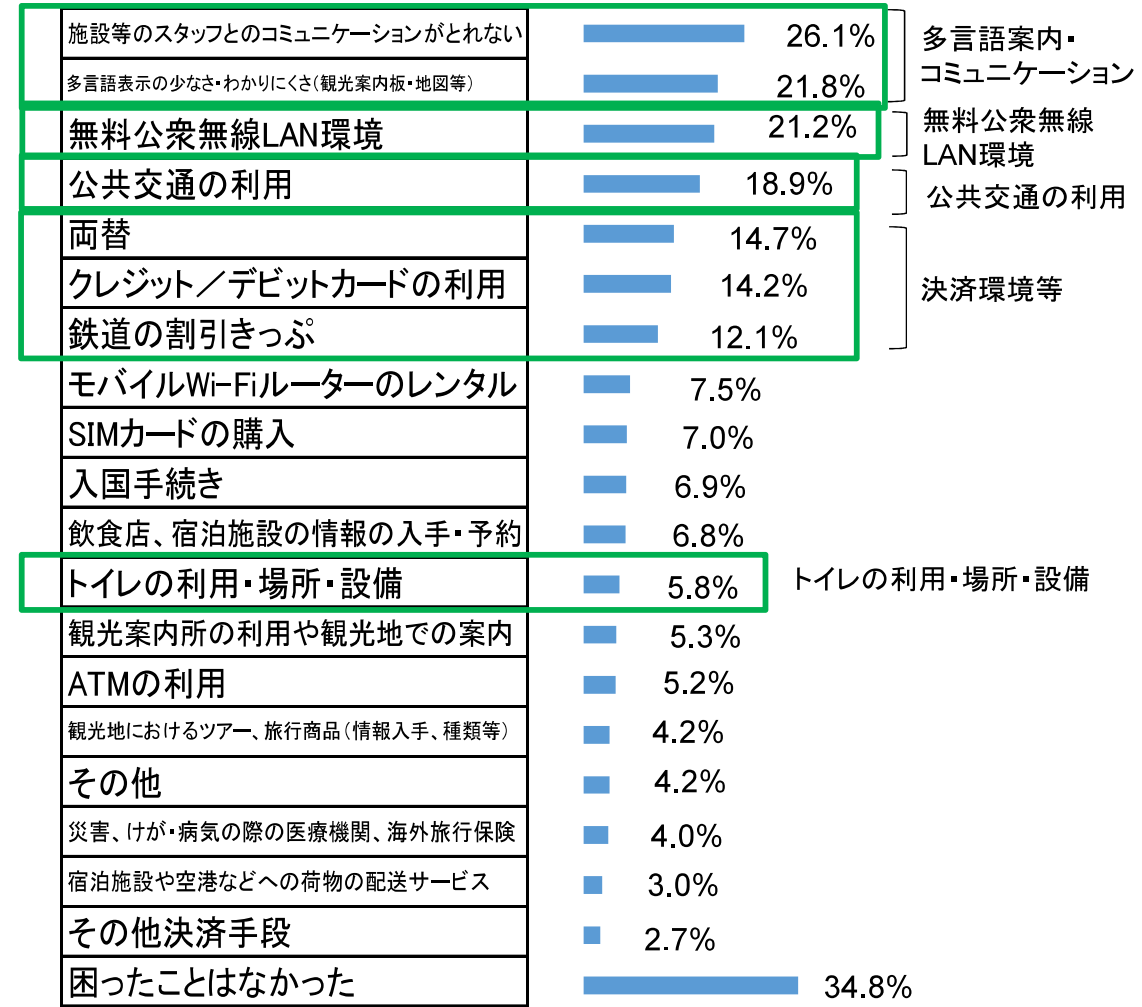
- 旅行中困ったこととして、平成29年度調査においても「多言語案内・コミュニケーション」、「無料公衆無線LAN環境」、「公共交通の利用」、「決済環境等」、「トイレの利用・場所・設備」への不満が多く挙げられている。

### 【平成28年度調査】



n=5,332

### 【平成29年度調査】



n=3,225

# 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

平成31年度予算額 55億円

○全国各地の観光地において、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う外国人観光案内所の機能強化、トイレの洋式化、公共交通機関の移動円滑化、旅館・ホテルのバリアフリー化等の個別の取組を支援する。あわせて、外国人観光案内所等の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

## 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

- 外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化
- 公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上
- 手ぶら観光カウンターの機能向上
- 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化 等

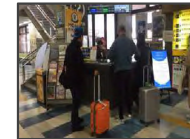
・外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応



・公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上



・手ぶら観光カウンターの機能向上



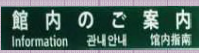
・多様な宗教・生活習慣への対応力の強化



## 宿泊施設インバウンド対応支援事業

○基本的ストレスフリー環境整備

- ・Wi-Fiの整備
- ・案内表示の多言語化
- ・決済端末の整備



・自社サイト多言語化等

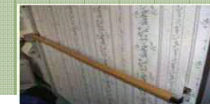


・ムスリム受入マニュアル作成



○バリアフリー環境整備

- ・トイレのバリアフリー化
- ・手すりの設置
- ・段差解消（エレベーター等）
- ・出入口の改修



## 交通サービスインバウンド対応支援事業

- 多言語表記、多言語案内用タブレット端末の整備
- 旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備
- 旅客施設や車両等のトイレの洋式化及び機能向上
- 全国共通ICカード、QRコード決済等の導入
- 旅客施設や車両等の移動円滑化 等

・多言語表記等



・多言語案内用タブレット端末等の整備



・無料Wi-Fiの整備



・トイレの洋式化及び機能向上



・全国共通ICカード、QRコード決済等の導入



・移動円滑化



## 実証事業

- 災害発生時における外国人観光案内所の初動対応マニュアルの作成
- ナイトタイムエコミー等の新たなニーズに対応した交通サービスの推進に向けた調査 等

### 補助率

定額、2分の1、5分の2、3分の1、4分の1

### 事業主体

- (1) 地方公共団体（港務局を含む）
- (2) 民間事業者（公共交通事業者等を含む。）
- (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
- (4) 協議会等

# 外国人観光旅客利便増進措置の概要

## 背景

- 個人手配型旅行への急速なシフト等旅行形態が多様化する等、**外国人観光旅客は量的・質的両面で大きく変化。**
- 観光先進国の実現は地方創生の柱であり、訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成には、外国人観光旅客の地方への来訪、滞在の更なる拡大とともに、**単なる情報提供に留まらない多面的な受入環境整備の拡充が急務。**
- 特に公共交通事業者については、**利用者の目線を第一とした更なるサービス向上方策について、自ら検討し、速やかに実施**に移すことが必要。
- このため、国際観光振興法における枠組みを活用して、公共交通分野における更なるインバウンド受入環境を整備。

## 外国人観光旅客利便増進措置の概要

- 公共交通事業者等(※)に対し、従来の多言語による情報提供に加え、無料Wi-Fi環境整備、洋式トイレ化等外国人観光旅客の利便を増進するために必要な措置**(外国人観光旅客利便増進措置)の実施を努力義務化。**
- 多数の外国人観光旅客の利用が見込まれる路線等については、外国人観光旅客利便増進措置を実施するための**計画の作成及び当該計画に基づく措置の実施を義務化。**

(※)国際観光振興法第2条における公共交通事業者等は、以下のとおり。

鉄道事業者、バス事業者、バスターミナル事業者、旅客船事業者、港湾管理者、エアライン、空港ビル事業者

### 外国人観光旅客利便増進措置の内容(法第7条)

- ・多言語による情報提供、・Wi-Fi利用環境整備、・洋式トイレ化、
- ・その他の外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するために必要な措置



【車両における無料Wi-Fi環境整備の例】

### (参考)外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律の改正

- 公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、**外国人観光旅客利便増進措置を講ずるよう努めなければならない。**(第7条関係)
- 観光庁長官は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の利便の増進を図ることが特に必要であると認めるときは、**外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間として指定することができる。**(第8条関係)
- 指定された区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、**外国人観光旅客利便増進実施計画を作成し、これに基づき、当該外国人観光旅客利便増進措置を実施しなければならない。**(第9条関係)
- 観光庁長官は、公共交通事業者等が実施計画に基づき**外国人観光旅客利便増進措置を実施していないと認めるときは、勧告・公表することができる。**(第10条関係)

## 目次

### 第1編 共通事項（第1条―第3条）

#### 第2編 宿泊施設インバウンド対応支援事業

第1節 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業（第4条―第24条）

第2節 宿泊施設バリアフリー化促進事業（第25条―第28条）

#### 第3編 交通サービスインバウンド対応支援事業

第1節 総則（第29条）

第2節 交通サービス利便向上促進等事業  
（第30条―第56条）

第3節 交通サービス調査事業（第57条―第80条）

#### 第4編 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 （第81条―第99条）

## 第1編 共通事項

**第1条** 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

**第2条** この補助金は、訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とする。

一 訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できる環境を整備するため、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施する事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）

二 訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業（以下「交通サービスインバウンド対応支援事業」という。）

また、車両内において次停車駅に関して多言語で情報提供を行うことが特に望ましい。車両設備の整備には、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備を含む。

なお、車両設備の整備等の「等」とは、大規模修繕（車両検査を含み、単なる部品交換や点検等あるいは全般検査等と一体に行わない小規模なもの（車両削正等）を除く。）とする。

ただし、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備及び大規模修繕については、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を併せて実施する場合（既に実施されている場合を含む。）に限り補助対象とする。

（軽微な変更に係る取扱い）

交付要綱第50条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

・様式第2-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

## 5. 交通サービス調査事業について

### ①協議会について

交付要綱第52条第2項において協議会の構成員を定めているが、同項第4号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、交通サービス調査事業のために新たに設置する必要はなく、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に基づく地域協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討に必須となる関係者が実質的に参加していればよい。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市区町村単位、輸送機関単位、事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることでよい。

### ②二次交通対策について

交通サービス調査事業においては、二次交通対策として、公共交通であって観光地に直接アクセスするもの（複数の交通機関を乗り継いで移動する場合を含む。）に係る取り

組みを補助対象とする。したがって、空港～新幹線駅間、新幹線駅～地域の乗継拠点間等、専ら交通拠点間のみの交通サービスに係る調査や、自家用バス、貸切バス等の利用促進に係る事業は補助対象としない。

また、施設等の整備を目的とした事業は補助対象としない。

### ③調査事業

#### 1) 補助対象となる調査

協議会又は地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービス（二次交通対策に係るものに限る。）に関する調査が補助対象となる。

#### 2) 訪日外国人旅行者を含む利用者への周知事業の費用

当該地域を訪問した訪日外国人旅行者等に対して観光地まで円滑に移動を行うための公共交通に関する情報等の周知を行うことによる、訪日外国人旅行者等の行動変容可能性や効果を調査・検討するために実施するものが対象となる。誘客を目的とした周知事業や、継続的に実施する周知事業、当該周知事業を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、案内板製作費用・システム開発費用等、利用促進事業で補助対象とならない費用は調査事業においても対象とならない。

#### 3) 実証調査の取扱い

本事業は、あくまで訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。

なお、本事業で補助対象となる実証調査は乗合バス等の実証運行のみであり、公衆無線LAN環境の整備等、その他のサービスに係る実証調査については補助対象としない。

### ④利用促進事業

#### 1) 利用促進に係る事業

交付要綱別表3に定める補助対象経費のうち、利用促進に係る事業については、以下のとおりとする。

ア 公共交通マップ、総合時刻表等の作成（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費

公共交通マップ、総合時刻表、公共交通機関の「乗り方」のガイド、パンフレット等（他地域からの来訪者のみならず地域住民を対象としたものも含む。）の作成・配布に要する経費

イ 公共交通・乗継情報等の提供（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な

情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費

WEBページ作成費(保守管理費を除く。)、ポスター等作成費、広報費、乗り換え案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用

ウ 訪日外国人旅行者等向けの割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費

割引運賃の設定、企画切符発行等のための経費(乗車券発行システム、収入管理システム等の改修に要する費用を除く。)、広報費、調査費等(割引運賃設定に伴う減収分の補填については、含まない。)

エ 地域におけるワークショップ等の開催に要する経費

会場借料、講師招聘費(謝金、旅費等)、資料作成費用等(協議会又は地方公共団体の主催により、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するものに限り、イベント開催費用を含まない。)

(注)上記ア～エいずれにおいても施設整備やシステム整備は補助対象としない。

また、観光スポットの紹介等を主たる内容とするパンフレット、WEBページの作成等、誘客を目的とした取り組みは補助対象とならない。

2) 利用促進の効果等の評価に係る事業

交付要綱別表3に定める補助対象経費のうち、利用促進の効果等の評価にかかる事業については、以下のとおりとする。

ア 効果検証のための発着地(OD)調査や満足度調査等のフォローアップ調査費  
事業の効果検証のための調査に要する経費

(注)協議会の決定に基づき実施した事業又は地方公共団体が実施した事業(過年度に実施したものを含み、当該補助金の交付を受けて実施したものに限らない。)の効果検証のための調査に限る。OD調査や満足度調査であっても、これらに該当しない調査は補助対象としない。

イ 協議会開催等の事務費

会場借料、専門家招聘費(謝金、旅費等)、資料作成費用等(協議会又は地方公共団体の主催により、評価を実施するものに限る。)

(注)イに掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

#### ⑤事業規模と補助額について

1の補助対象事業者において、1の会計年度当たりの補助対象経費が50万円に満たない場合は補助金を交付しない。

また、利用促進事業については、事業規模にかかわらず、補助額の上限は設定しないが、調査事業、利用促進事業いずれについても、予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

#### ⑥補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて



交付要綱第56条第2項（第75条の規定により準用する場合を含む。）に定める軽微な変更の取扱いについては、以下のとおりとする。

1) 変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・補助対象事業の内容のうち公共交通マップの作成を取りやめる場合  
（注）公共交通マップの作成を取りやめて時刻表の作成を追加する場合及び補助対象事業全て取りやめる場合はこれに該当しない。
- ・補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合  
（注）年度末を越える変更はこれに該当しない。

（様式）

- ・当該届出に係る様式は、調査等様式に定めるところによる。

2) 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・公共交通マップや時刻表の印刷部数を減らす場合

### III. 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

#### 1. 共通事項

##### ①事業実施について

訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

第3表（第58条第2項・第79条第2項関連）

交通サービス調査事業（補助対象経費等）

|  | 補助対象経費   | 補助率                 |
|--|--|---------------------|
| 調査事業                                   | (1)訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> <li>調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、訪日外国人旅行者等への周知事業の費用、短期間の実証調査のための費用等)</li> </ul>   | 1/2<br>(上限 1,000万円) |
| 利用促進事業                                 | (1)利用促進に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通マップ、総合時刻表等の作成(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費</li> <li>公共交通・乗継情報等の提供(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費</li> <li>訪日外国人旅行者等の割引運賃設定、企画乗車券発行等に要する経費(割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。)</li> <li>地域におけるワークショップの開催に要する経費</li> </ul> (2)利用促進の効果等の評価に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> <li>効果検証のための起終点(OD)調査や満足度調査等のフォローアップ調査費</li> <li>協議会開催等の事務費</li> </ul> | 1/2                 |
| 補助金の額<br>(利用促進事業<br>にあっては補助<br>対象経費の額) | 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)補助対象経費の実績額</li> <li>(2)補助金交付決定額</li> <li>(3)補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額</li> </ul>  |                     |

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第3-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

○ 平成30年度実施事業

|            |        |   |
|------------|--------|---|
| 交通サービス調査事業 | 調査事業   | 福島駅前における二次交通に関する「案内機能・サイン整備計画」の作成を行うための調査を行う。               |
|            |        | 奈良県において、タクシー及び鉄道の利便性向上に向けた調査等を行う。                           |
|            |        | 京都市において、非常時の案内情報を含めた公共交通の利用方法、乗継情報等の多言語化、利用促進等の評価に係る調査等を行う。 |
|            | 利用促進事業 | 多言語バスマップの作成・配布(北海道胆振・日高地域)                                  |
|            |        | 釜石市内における公共交通マップの多言語化  |
|            |        | 仙台駅における乗り継ぎガイドマップの多言語化                                      |
|            |        | 福島市内における公共交通マップの多言語化  |
|            |        | 空港アクセスバスの運行情報チラシ及びバス停留所案内板を作成(多言語表記)(藤枝市)                   |
|            |        | 出雲～広島間高速バスの多言語案内チラシ・車体表示の作成、二次交通バス路線のバス停・時刻表の多言語化           |

